

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北栄町は、国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県北栄町長

公表日

令和6年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、住民基本台帳等の情報をもとに国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を、法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④年金生活者支援給付金に関する事務 なお、これらの事務に関して、主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金異動・届出進達綴、国民年金処理結果一覧表綴、国民年金裁定結果等綴	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表 第46の項、第128の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、主務省令第2条の表項番73、156
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北栄町総務課 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1 TEL:0858-37-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北栄町総務課 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1 TEL:0858-37-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・事務処理マニュアルの整備 ・複数チェック体制の整備 ・システムログイン時の二要素認証(生体認証含む)実施

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置を、技術的措置及び人的措置の面から実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民年金システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	国民年金システム	事後	
平成31年3月31日	2.特定個人情報ファイル名	国民年金被保険者台帳ファイル、年金受給被保険者台帳ファイル、宛名情報ファイル	国民年金被保険者台帳ファイル、年金受給被保険者台帳ファイル、国民年金処理結果一覧表綴、国民年金センター処理済書綴、国民年金裁定決定等綴	事後	
平成31年3月31日	5.評価実施期間における担当部署①部署	住民生活課	住民生活課、企画財政課	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ-5 ①部署	住民生活課、企画財政課	町民課、企画財政課	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ-5 ②所属長の役職名	住民生活課長、企画財政課長	町民課長、企画財政課長	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ-4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-1 ②事務の概要 特定個人情報フィル名	国民年金被保険者台帳ファイル、年金受給被保険者台帳ファイル、国民年金処理結果一覧表綴、国民年金センター処理済書綴、国民年金裁定決定等綴	国民年金異動・届出進達綴、国民年金処理結果一覧表綴、国民年金裁定決定等綴	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-1 ②事務の概要	国民年金法に基づき、住民基本台帳等の情報をもとに国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を、法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民年金法に基づき、住民基本台帳等の情報をもとに国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を、法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④年金生活者支援給付金に関する事務 なお、これらの事務に関して、主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番31	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表 第46の項、第128の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号、別表第二項番47、48、49、50	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、主務省令第2条の表項番73、156	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-5 ①部署	町民課、企画財政課	町民課	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-5 ②所属長の役職名	町民課長、企画財政課長	町民課長	事後	
令和6年10月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月1日	Ⅳ-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	未記載	十分である	事後	
令和6年10月1日	Ⅳ-8 判断の根拠	未記載	・事務処理マニュアルの整備 ・複数チェック体制の整備 ・システムログイン時の二要素認証(生体認証含む)実施	事後	
令和6年10月1日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	未記載	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和6年10月1日	Ⅳ-11 当該対策は十分か【再掲】	未記載	十分である	事後	
令和6年10月1日	Ⅳ-11 判断の根拠	未記載	対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置を、技術的措置及び人的措置の面から実施している。	事後	